

相定候。越後存分相滞儀も在之者、秀吉出入數急度申付、彼國之事者其方可被任覺悟候。爲其如此候。恐々謹言。

羽柴筑前守

(天正十一年) 卯月廿八日

秀吉 在判

佐々内藏助殿

(第二通は秀吉が佐々成政をして上杉景勝に對する處分に當らしめたることいへり。今参考の爲こゝに合叙す。)

四月。羽柴秀吉、加賀の諸村に、制札を與ふ。

【前田家文書】

一八〇三

禁制

賀州

(江沼郡) 野田村
(小瀧庄) おしほ辻

- 一、當手軍勢甲乙人亂妨狼藉事。
- 一、放火之事。

- 一、還任百姓成煩事。
- 付、小屋壞取事。

右條々堅令停止訖。若違犯之輩在之者、忽可處嚴科者也。仍下知如件。

天正十一年四月日

(羽柴秀吉) 筑前守 在判

【森田文書】 金澤

一八〇四

禁制

賀州石川郡

(松任) まつとう
(倉光) くらみつ
長 嶋
(内方新保) うちかたしん保

- 一、當手軍勢甲乙人亂妨狼藉事。
- 一、放火之事。
- 一、還任百姓成煩事。
- 付、小屋壞取事。

右條々堅令停止畢。若違犯之輩在之者、忽可處嚴科者也。仍下知如件。

天正十一年四月日

筑前守 在判

【北徴遺文】

一八〇五

禁制

賀州石川郡

道法寺村
井口村
(荒屋) 新や村
小柳村
(知氣寺) ちげん寺村

- 一、當手軍勢甲乙人亂妨狼藉事。
 - 一、放火之事。
 - 一、還任百姓成煩事。
 - 付、小屋壞取事。
- 右條々堅令停止訖。若違犯輩在之者、速可處罪科者也。

仍下知如件。

天正十二年四月日

筑前守 在判

【北徴遺文】

一八〇六

禁制

賀州石川郡

(味智) みちの郷七村

- 一、當手軍勢甲乙人亂妨狼藉事。
 - 一、放火事。
 - 一、還任百姓成煩事。
 - 付、小屋壞取事。
- 右條々堅令停止畢。若違犯輩在之者、速可處嚴科者也。仍下知如件。

天正十一年四月日

筑前守 在判

【小濱神社文社】 河北郡

一八〇七

禁制